

令和3年3月2日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

健康医療局

目 次

ページ

1	平塚保健福祉事務所秦野センターの再整備について.....	1
2	新型コロナウイルス感染症について.....	3
3	「神奈川県保健医療計画」改定案について.....	11
4	「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」案について.....	15
5	横浜市の I R（統合型リゾート）誘致について.....	20
6	「神奈川県動物愛護管理推進計画」改定案について.....	25

- その他
 - ・ 秦野市の市有地
 - ・ 駅から徒歩約10分
 - ・ 現況更地
 - ・ 土地は市条例及び規程により無償貸付



(4) 今後のスケジュール (予定)

令和3年2月 令和3年第1回神奈川県議会定例会に調査設計の予算議案の提出
 3月～ 詳細の調整
 市と協力して地元の関係団体、周辺住民等へ順次説明

R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
秦野市との調整					
	プロポーザル調査設計	基本・実施設計	新築工事	供用開始	

2 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、これまでの対応状況等を報告する。

(1) 感染者の発生状況

2月25日時点で、県内における感染者は、クルーズ船における感染者等を除き、44,490名となっている。

県内の症状別の発生状況（2月25日現在）

入院 467名	重症	中等症	軽症・ 無症状	宿泊施 設療養 108名	自宅 療養 498名	死亡 675名
	29名	390名	48名			

(2) 医療提供体制等

ア 病床確保のフェーズの見直し（案）

(ア) 見直し（案）の概要

これまでの病床拡大の状況を踏まえ、従前3段階としてきたフェーズを、5段階の病床確保のフェーズとして位置付けるとともに、国定義の「ステージ」の概念との関係性を整理し、ステージに先行する動きとして連動させることを2月26日開催の感染症対策協議会で議論した。

(イ) 見直し後のフェーズ（案）

	病床確保 フェーズ0	病床確保 フェーズ1	病床確保 フェーズ2	病床確保 フェーズ3	病床確保 フェーズ4
コロナ 医療体制	感染症指定 医療機関等	高度医療機関、重点医療機関、協力病院 (軽症者は自宅・宿泊療養)			
即応病床数	120床	650床	850床	1100床	1555床
地域医療体制	原則平時医療を継続			一部医療の抑制	
ステージ (国定義)	ステージ1	ステージ2	ステージ3 (病床利用率 20%超)	ステージ4 (病床利用率50%超)	

(ウ) 病床確保フェーズに応じた即応病床数の協議

これまでの実績値を参考に、県から神奈川モデル各医療機関に対して、フェーズごとの即応病床数の案を提示し、協議する。

イ 病床の確保状況

	対象	即応病床数 (2/25 現在)	入院患者数 (2/25 現在)	確保病床数
高度医療機関	重症 (人工呼吸器等が必要)	132 床	29 人	190 床
重点医療機関	中等症 (酸素吸入等が必要)	515 床	185 人	1,365 床
重点医療機関 協力病院	疑似症、軽症等	518 床	253 人	
計		1,165 床	467 人	1,555 床

ウ 新型コロナウイルス感染症「後方搬送」の神奈川モデルについて

(ア) 経緯

新型コロナウイルス感染症の高度・重点医療機関の入院患者の中には、退院基準を満たしているものの、他の疾患や体力の低下等により、引き続き入院が必要な方も多い。

感染の拡大に伴い、医療機関へ病床拡大を依頼する中で、各医療機関から、こうした患者を受け入れていただく、「後方支援病院」の拡大が要望されてきた。

本県では当初から「後方支援病院」を「重点医療機関協力病院」の一類型と位置づけてきたが、要望を受け、コロナ回復後の転院を重点的に支援するため、後方搬送の神奈川モデルを立ち上げることとした。

(イ) 「後方搬送」の神奈川モデルの構築

a 後方支援病院確保チームの創設

転院先となる病院を確保するため、対象となる医療機関への働きかけを専門的に行う「後方支援病院確保チーム」を創設した。

参考：2月25日現在の確保状況：116病院（455床）

b 後方搬送マッチングシステムの稼働

搬送元となる病院が性別、年齢、転院を希望する市区町村などの患者情報を、搬送先となる後方支援病院が受入可能病床数や診療科などを登録し、互いに照合できる「後方搬送マッチングシステム」を稼働した。

c 後方搬送調整チームの創設

重点医療機関等からの転院調整依頼を受け、「後方搬送マッチングシステム」を活用して、搬送元と搬送先を結びつけ、調整を行う「後方搬送調整チーム」を創設した。

d 後方支援病院への支援

後方支援病院として登録いただける病院に対し、県からの要請に基づきあらかじめ確保していただいた病床1床あたり10万円の協力金を支給する。

エ 臨時の医療施設

改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2第1項に基づき、神奈川県知事が設置する「臨時の医療施設」として、180床規模の入院施設を湘南ヘルスイノベーションパーク内に開設した。

2月25日現在の入院患者数は36人、即応病床数143床に対する病床利用率は25.2%である。

オ 相模原協同病院の旧病棟を活用したコロナ専用病床の開設

相模原協同病院が、本年1月1日に移転した同病院の移転前の旧病棟を活用して、新たに新型コロナウイルス感染症に係る専用病床を2月24日に開設し、医療を提供することとした。

開設者：神奈川県厚生農業協同組合連合会

所在地：相模原市緑区橋本2-8-18（相模原協同病院の旧病棟）

病床数：40床（当面の運用は、14床）

なお、これにより、医療法人等が開設する、使用していない病棟等を活用したコロナ専用病床は、3病院128床となった。

カ 宿泊療養施設（2月25日現在）

(ア) 現在の宿泊療養施設の状況

区分	確保 室数・床数	受入可能 室数・床数	利用者数
湘南国際村センター	95	0	0人
アパホテル<横浜関内>	451	375	24人
横浜伊勢佐木町ワシントンホテル	399	352	21人
レンブラントスタイル本厚木	162	126	14人
パークインホテル厚木	282	234	8人
新横浜国際ホテル(本館)	206	188	21人
リッチモンドホテルプレミア武蔵小杉	302	247	3人
横浜市宿泊療養施設	200	163	10人
相模原宿泊療養施設	40	40	7人
合計	2,137	1,725	108人

(イ) 新たな宿泊療養施設の設置

無症状、軽症の方に療養いただくための新たな宿泊療養施設について、2月25日よりリッチモンドホテルプレミア武蔵小杉（確保室数302）の利用を開始した。

(ウ) 湘南国際村センターの一時受入休止

昨年4月9日以降、宿泊療養施設として無症状、軽症の方の受入れを行っているが、消防設備点検などの法定点検やエレベーターの更新工事を行うため、2月25日より3月末までの予定で受入れを停止した。

キ 「地域療養」の神奈川モデル

自宅療養者のうち、悪化リスクのある患者、悪化が疑われる患者への早期医療介入を可能とするため、地域の医師会や訪問看護ステーション等と連携した自宅療養の体制を整える。

今後、保健所設置市や各地域の医師会等との調整を進め、一部地域での試行を実施する。

ク 療養者死亡事案への対応

(7) 第三者検証委員会の設置

徹底した原因究明のほか、再発防止対策、今後の宿泊療養・自宅療養の在り方等について検証等を行うため、外部の専門家を構成員とした第三者検証委員会を12月25日に設置し、同日に第1回委員会を、1月26日に第2回委員会を開催した。

(イ) 検証の概要

a 宿泊療養者死亡事案について

県が運営する宿泊療養施設において12月11日に発生した療養者死亡事案については、2月5日に中間報告が取りまとめられ、同月8日に遺族説明の上、同月9日に公表された。

(中間報告の概要)

本件事案の原因は、次の3点とされた。

- ・関係スタッフが医師に判断を求める際の明示的ないし定量的な基準が定められていなかったこと。
- ・療養者の体調悪化時等の対応のルールが定められていなかったこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の特徴が、関係スタッフに十分に周知されていなかったこと。

b 自宅療養者死亡事案について

横浜市内において1月6日に確認された自宅療養者死亡事案については、第2回委員会において、事務局から自宅療養者の健康観察の仕組み、本件事案の経過等について説明を行い、議論を行ったが、引き続き検証を行うこととされた。

(ウ) 今後のスケジュール

a 宿泊療養者死亡事案について

- ・3月3日に第3回委員会を開催し、県が講じた再発防止策の検証等を行い、最終報告を取りまとめる。

b 自宅療養者死亡事案について

- ・第3回委員会において原因究明、県が講じた再発防止策の検証等を行い、報告書を取りまとめる。

ケ 新型コロナウイルス感染症患者情報の公表方針に係る検討会

(7) 設置の目的

新型コロナウイルス感染症患者情報の県民への公表及び市町村への提供に係る基準の策定に当たり、専門的見地に基づく意見を伺うため、有識者による検討会を設置した。

(イ) 第1回検討会の開催

2月25日にWEB会議により開催した。

a 出席者

氏名	役職名等
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院准教授
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会所属）
多屋 馨子	国立感染症研究所感染症疫学センター室長
中沢 明紀	茅ヶ崎市保健所長
人見 剛	早稲田大学大学院教授
森 雅亮	東京医科歯科大学大学院教授

b 主な議題

- ・ 感染症法に基づく患者情報の取扱いについて
- ・ 市町村に対する患者情報の提供について
- ・ 県民に対する患者情報の公表について

コ 緊急的な酸素投与施設の設置

(ア) 設置の目的

酸素飽和度が低下し、医師により「入院が必要と判断された療養者」に対して、搬送先が確定するまでの間、医師の判断で一時的に酸素吸入による処置を施す施設を新たに設置した。

(イ) 施設の概要

名称：かながわ緊急酸素投与センター

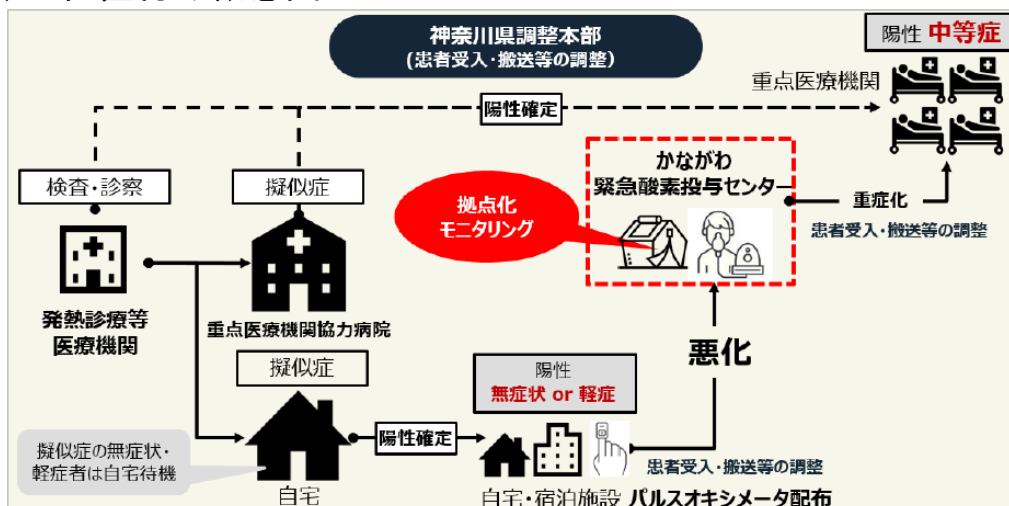
設置場所：県立スポーツセンター陸上競技場内(藤沢市善行7-1-2)

受入規模：24人

全体面積：約1,200㎡(酸素投与に供する面積:約190㎡)

開設予定日：未定(開設が必要と判断してから2~3日後に開設)

(ウ) 位置付け概念図



サ ワクチン接種

国の指導のもと、必要な財政措置を行い、住民に身近な市町村が接種事務を実施し、都道府県は広域的観点から必要な調整を担う。

(7) 県の役割

- ・地域の卸売業者との調整（ワクチン流通等）
- ・市町村事務に係る調整（国との連絡調整、接種スケジュールの広域調整等）
- ・優先的な接種の対象となる医療従事者等への接種体制の調整
- ・専門的な相談対応

(イ) 事前準備

- ・医療従事者等に対する接種を行う医療機関の調整
- ・医療従事者など、接種対象者の把握
- ・超低温冷凍庫の配置場所に係る市町村との調整 など

(ウ) 今後のスケジュール（想定）

1月～2月中旬	医療従事者向け接種実施医療機関の選定
1月～2月下旬	医療従事者向け接種対象者の選定
2月～3月上旬	医療従事者向け接種の予診票発行
2月中	医療従事者向け接種のための超低温冷凍庫の配備
3月上旬～	医療従事者向け接種開始

シ 変異株に感染した患者の発生

(7) 概要

新型コロナウイルス感染症の患者等について、国立感染症研究所で検査したところ、新型コロナウイルス感染症（変異株）が確認された。

	年代	性別	変異株	症状・経過	備考
1	50代	女性	南アフリカ共和国株	1月中旬発症	アフリカ滞在歴あり 不特定多数との接触なし
2	10代	男性	南アフリカ共和国株	1月中旬発症	No1の濃厚接触者 不特定多数との接触なし
3	40代	男性	南アフリカ共和国株	1月下旬発症	No1の濃厚接触者 不特定多数との接触なし
4	50代	女性	南アフリカ共和国株	1月下旬発症	No1の濃厚接触者 不特定多数との接触なし
5	30代	男性	英国株	2月上旬発症	英国滞在歴なし 不特定多数との接触なし
6	50代	男性	英国株	2月上旬発症	海外滞在歴なし 不特定多数との接触なし
7	20代	女性	英国株	2月上旬発症	海外滞在歴なし 不特定多数との接触なし
8	10代未満	女性	英国株	2月上旬発症	海外滞在歴なし 不特定多数との接触なし
9	40代	男性	英国株	2月上旬発症	海外滞在歴なし 不特定多数との接触なし

ス 高齢者施設等の感染対策状況

(ア) 情報を施設単位で管理する WEB システムの構築

高齢者施設等、各事業所の基本情報及びサービス種別を、WEB システム上で登録・更新を行い、保健所や市町村が閲覧可能な状態にするとともに、WEB システム上で、施設と行政が直接的にやり取りを行い、PCR 検査やクラスター対応などに活用することを検討する。

(イ) 高齢者施設における従事者等の検査について

a 概要

県内の医療提供体制を維持するため、重症化リスクが高い高齢者や障がい者が生活する施設の従事者に P C R 検査等を実施し、施設内の感染拡大防止対策を強化する。

b 対象及び実施方法

(a) 対象施設及び積極的疫学調査

施設区分	施設数	職員数	入所者数
高齢者施設	約 2,800 ヶ所	約 90,000 人	約 150,000 人
障害者施設	約 840 ヶ所	約 18,000 人	約 16,000 人
合計	約 3,640 ヶ所	約 108,000 人	約 166,000 人

(b) 施設種別

高齢者施設種別	障害者支援施設等種別
特別養護老人ホーム	障害者支援施設
介護老人保健施設	障害児入所施設
介護医療院	医療型障害児入所施設
介護療養型医療施設	共同生活援助（グループホーム）
養護老人ホーム	-
軽費老人ホーム（A型）	-
軽費老人ホーム（ケアハウス）	-
有料老人ホーム	-
サービス付き高齢者向け住宅	-
認知症対応型グループホーム	-

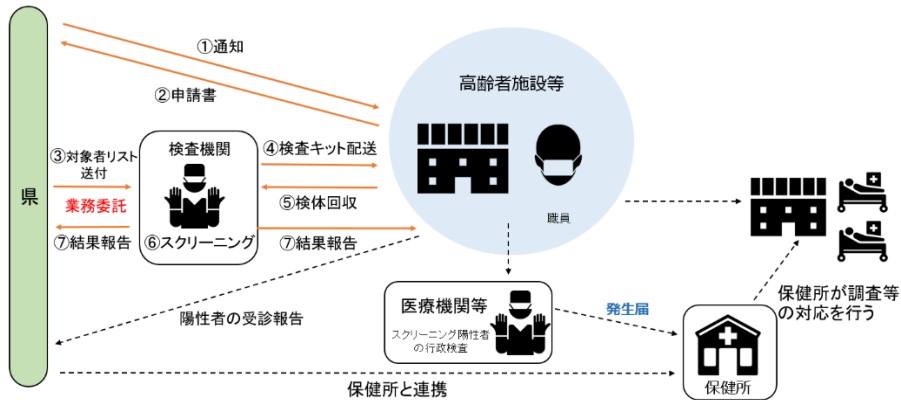
(c) 手法

県と委託契約を締結した検査実施機関（複数）において、唾液による P C R 検査を実施

c 実施回数

2週間に1回の検査（2月下旬から3回を想定）

<事業スキーム（イメージ）>



d 事業期間

令和3年2月12日～3月31日

e 申込み状況（2月25日現在）

施設区分	施設数	職員数
高齢者施設	1, 072ヶ所	52, 134人
障害者施設	318ヶ所	7, 966人
合計	1, 390ヶ所	60, 100人

3 「神奈川県保健医療計画」改定案について

平成30年3月に策定した「神奈川県保健医療計画（平成30年度～令和5年度）」について、本年度に6年の計画期間の3年目を迎えることから、在宅医療その他必要な事項について見直しを行うこととしており、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

令和2年12月	第3回定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
令和2年12月 ～令和3年1月	改定素案に対するパブリックコメントを実施
令和3年1月 ～2月	県内8区域で第3回地域医療構想調整会議を開催
令和3年2月	第3回神奈川県保健医療計画推進会議を開催

(2) 計画改定の考え方とポイント

新型コロナウイルス感染症への対応を最優先としつつ、同時期に改定予定の「かながわ高齢者保健福祉計画」（介護保険事業（支援）計画）との整合性を図るなど、必要最小限の見直しを行う。

ア 介護保険事業（支援）計画等との整合性の確保

同時期に改定又は見直しを行う関連計画との整合性を確保する。特に「かながわ高齢者保健福祉計画」との整合性については、医療と介護の一体的整備を推進する上で重要なものであることから、地域医療構想調整会議を県や市町村の医療・介護関係者等による「協議の場」として活用し、在宅医療及び介護サービスの整備目標が整合的なものとなるよう検討したうえで、在宅医療等の整備目標の見直しを行う。

イ 基準病床数

基準病床数（療養病床・一般病床）は、地域医療構想調整会議等を活用し、地域の意見を聞きながら検討したうえで、横浜地域のみ見直しを行う。

療養病床及び一般病床

二次保健 医療圏名	基準病床数 (見直し前)	基準病床数 (見直し後)
横浜	23,785	23,993
川崎北部	3,796	3,796
川崎南部	4,189	4,189
相模原	6,545	6,545
横須賀・三浦	5,307	5,307
湘南東部	4,064	4,064
湘南西部	4,635	4,635
県央	5,361	5,361
県西	2,809	2,809
合計(9圏域)	60,491	60,699

ウ その他

令和2年4月1日に神奈川県立精神医療センターを災害拠点精神科病院として指定したことに伴い、計画に位置付ける。

(3) 改定素案に対するパブリックコメントの状況

ア 意見募集期間

令和2年12月21日～令和3年1月22日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布、医療関係団体等への情報提供

ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

エ 提出された意見の概要

(7) 意見件数 19件（個人3人、団体5団体）

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
I 計画全体に関すること	3件
II 基準病床数に関すること	4件
III 5事業5疾病に関すること	1件
IV 在宅医療及び地域包括ケアシステムの推進に関すること	7件
V その他	4件
計	19件

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件数
A 新たな計画案に反映しました。	0件
B 新たな計画案に反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	1件
C 今後の施策運営の参考とします。	15件
D 反映できません。	2件
E その他（感想・質問等）	1件
計	19件

(イ) 主な意見

I 計画全体に関すること

- ・ 計画に新型コロナウイルス感染症を踏まえた記載をする必要があるのではないか。

II 基準病床に関すること

- ・ 地域の医療提供体制の現状を基準病床数に的確に反映するためには、より多面的な分析と丁寧な議論が必要。

IV 在宅医療及び地域包括ケアシステムの推進に関すること

- ・ 在宅医療の目標に、在宅療養後方支援病院だけでなく、「地域包括ケア病棟（病床）」等の数の推移も把握して評価するべきではないか。
- ・ 医療介護連携に係るICTネットワークについて、どのようにこの施策を活用しようとしているのか、関連計画の整合性を図って位置付けるべき。

(4) 素案からの主な変更点

- ・ 第1部「総論」第3章第2節「基準病床数」について、調整中から、各地域での議論を踏まえて、基準病床数を記載した。
- ・ 第2部「各論」第4章第1節「在宅医療」について、それぞれの目標項目を調整中から、各目標値を設定した。また、「(コラム)医療と介護の一体的な体制整備」に調整中としていた箇所を記載した。

(5) 今後のスケジュール

令和3年3月 神奈川県医療審議会へ諮問
3月 改定計画の決定

(6) その他

ア 新興感染症等への対応について

令和2年12月に、厚生労働省の「医療計画の見直し等に関する検討会」において、令和6年度に始まる第8次医療計画から「新興感染症等の感染拡大時における医療」を医療計画の6事業目に位置付けることを柱とした考え方が取りまとめられ、当該事項を含む医療法等の改正法案が通常国会で審議中である。

県では、今後この考え方を踏まえた国の動きを注視するとともに、適切な時期に成果や課題を検証し、感染症予防計画や新型インフルエンザ等対策行動計画などの関連計画との整合性を図りつつ、改めて見直しを行っていく。

イ 循環器病対策推進基本計画について

令和元年12月に施行された「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」に基づき、令和2年10月に国の「循環器病対策推進基本計画」が閣議決定され、これを踏まえた都道府県計画を策定する必要があるが、この都道府県計画については、同法の趣旨を踏まえ新たな計画として令和3年度に策定の検討を行うこととし、あわせて保健医療計画との整合も図っていくこととする。

<別添参考資料>

- ・ 参考資料1 「神奈川県保健医療計画」改定案（平成30年度～令和5年度）
（抜粋）

4 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」案について

平成30年10月に施行された「ギャンブル等（※1）依存症対策基本法」において、都道府県にギャンブル等依存症対策推進計画の策定が努力義務とされたことを受け、今般、計画案を作成したので報告する。

（※1）「ギャンブル等」の「ギャンブル」は、競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走といった公営競技を指し、「等」は、ぱちんこやパチスロ等の射幸行為を指します。

(1) これまでの経過

令和2年12月	令和2年第3回定例会厚生常任委員会に素案を報告
令和2年12月 ～令和3年1月	計画素案に対するパブリック・コメントの実施
令和3年1月	ギャンブル等依存症対策推進協議会で協議

(2) 計画の概要

ア 策定の趣旨

本県のギャンブル等依存症対策の総合的な推進を図るために、「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定する。

イ 計画の性格

ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項に基づく計画である。

ウ 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 計画策定の考え方とポイント

(ア) 基本理念

ギャンブル等依存症の発症・進行・再発防止、回復に向けた切れ目ない支援の充実を図り、県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。

(イ) 基本方針

- ・ 正しい知識の普及とギャンブル等の不適切な誘引防止
- ・ 必要な支援につなげる相談支援と治療支援体制の充実
- ・ 切れ目ない回復支援体制の強化
- ・ 連携支援体制の構築と支援の質の向上

(ウ) 計画を進めるにあたっての考え方

- ・ 発症・進行・再発の各段階に応じた防止及び回復のための適切な支援
- ・ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策と有機的な連携への配慮
- ・ アルコール、薬物依存症に関する施策との有機的な連携への配慮

(エ) 全体目標

- ・ 県民誰もがギャンブル等依存症に関する正しい知識を理解し、自ら発症防止に取り組むことができる。
- ・ ギャンブル等依存症についての誤解や偏見がなくなり、ギャンブル等の問題に悩む本人や家族等が、適切な支援につながるることができる。
- ・ 相談・治療・回復に向けた切れ目ない支援体制を構築し、ギャンブル等依存症の本人及び家族等が地域で安心して生活を送ることができる。

(3) 計画案の概要

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の対象区域
- 5 計画の対象
- 6 ギャンブル等依存症について

第2章 本県のギャンブル等依存症を取り巻く現状

- 1 ギャンブル等の状況
- 2 国・県のこれまでの取組

第3章 取組の方向性

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本方針
- 3 計画を進めるためにあたっての考え方
- 4 全体目標
- 5 施策体系

第4章 施策展開

- 1 発症の防止
 - (1) ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発
 - ・ 広く県民に対する正しい知識の普及と理解の促進
 - ・ 特に若年層を対象とした発症の防止
 - ・ 関係機関との連携体制の強化
 - (2) こころの健康づくり
 - ・ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・ 地域におけるこころの健康づくりの推進
 - ・ 学校におけるこころの健康づくりの推進
 - (3) ギャンブル等の不適切な誘引防止
 - ・ 事業者等への配慮要請

- ・ 関係機関との連携体制の強化

2 進行の防止

(1) 相談支援体制の充実・強化

- ・ 相談支援体制の強化
- ・ 相談支援対応の人材育成
- ・ 家族に対する支援の充実
- ・ 職域における支援の促進

(2) 治療支援体制の充実

- ・ 医療提供体制の充実
- ・ 医療の質の向上
- ・ 関係機関との連携体制の強化

3 回復及び再発防止に向けた支援

(1) 回復及び社会復帰支援

- ・ ギャンブル等依存症からの回復支援・再発防止
- ・ 就労及び復職支援
- ・ ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援
- ・ 支援者の人材育成
- ・ 関係機関との連携体制の強化

(2) 自助グループ・回復支援施設等の活動支援

- ・ 自助グループ・回復支援施設等の周知
- ・ 自助グループ・回復支援施設等に対する支援

4 基盤整備

(1) 包括的な連携協力体制の整備

(2) 人材の確保

(3) 調査研究の推進等

第5章 推進体制及び進行管理

1 推進体制

2 進行管理

3 計画の目標値等

(4) 計画素案に対するパブリック・コメント

ア 意見募集期間

令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、市町村、自助グループ及び回復支援施設等への情報提供

ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 256件

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
a 計画策定の趣旨、基本理念等、計画全般に関する こと	122
b 発症の防止に関すること	35
c 進行の防止に関すること	28
d 回復及び再発防止に向けた支援に関すること	22
e 基盤整備に関すること	17
f 推進体制及び進行管理に関すること	11
g その他	21
計	256

オ 意見の反映状況

区 分	件数
a 新たな計画案に反映しました。	28
b 新たな計画案には反映していませんが、ご意見の あった施策等は既に取り組んでいます。	28
c 今後の施策運営の参考とします。	92
d 反映できません。	83
e その他(感想や質問等)	25
計	256

カ 主な意見

(ア) 新たな計画案に反映した意見

- ・ ギャンブル等依存症が嵩じ、二次障害として、うつ病、不安障害を引き起こし、自殺のリスクを高めることについても記載すべき。
- ・ ギャンブル等との適切な付き合い方で、依存症が防げるものではないため、「適切な付き合い方」という表現は削除すべき。
- ・ ギャンブル等依存症の回復にはそれぞれであることを適切に表現すべき。回復できなかった人へのバッシングや差別をなくすことにもつながる。

(イ) 計画案には反映していないが、既に計画案に記載してある意見

- ・ ギャンブル等依存症は、自分とは関係がないと思っていたが、

誰でもなる可能性がある」と知り、驚きとともに怖さを感じた。大抵の人はギャンブル等依存症について、よく知らないと思うので、もっと誰でも理解できるようにしてほしい。

(ウ) 今後の施策運営の参考とする意見

- ・ 本人または家族からの行政の窓口へギャンブル等依存症の相談には、市町村の窓口と連携し、相談者の生活に速やかで確実な救済措置が受けられるよう、体制を整えてほしい。
- ・ 県内の中学生、高校生にギャンブル等の経験等に関する、現状に即した調査を行なってほしい。

(エ) 反映できない意見

- ・ 全体目標及び発症の防止に、ギャンブル等をなくす、ギャンブルを作らないことを掲げるべき。

(オ) その他(感想や質問等)

- ・ 県として、カジノ誘致を後押しすることは理解できない。

(5) 素案からの主な変更点

ア 記載内容の拡充

- ・ 「第4章1(1)ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発」に、昨今、利用者が急増しているオンラインカジノなど、射幸行為の最新の状況等の把握について、課題として追記した。
- ・ 「第4章3(1)社会復帰支援」及び「第4章4(2)人材の確保」に、「依存症治療拠点機関等連携会議における検討」の施策を追加した。

(6) 今後のスケジュール(予定)

令和3年3月 計画の策定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料2 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」案(令和3年度～令和5年度)

5 横浜市の I R（統合型リゾート）誘致について

横浜市（以下「市」という。）は、横浜 I R の誘致に向け、令和 3 年 1 月 21 日に、「実施方針」（別紙参照）を策定・公表するとともに、I R 事業者の公募を開始した。

「実施方針」の策定に当たって、県及び公安委員会は、特定複合観光施設区域整備法（以下「I R 整備法」という。）に基づき、市との協議を行い、それぞれが実施する施策及び措置に係る事項について同意した。

(1) 実施方針策定及び事業者公募・選定

「実施方針」は、市が、I R 整備法に基づき策定するもので、I R の方向性や考え方、施設、機能などに関する事項と、I R 事業者の公募・選定に関する事項を記載するもの。

市は、「実施方針」の策定に当たり、県及び公安委員会と協議の上、それぞれが実施する施策及び措置に係る事項について、あらかじめ同意を得なければならないこととされている。

この「実施方針」及び国が定めた基本方針に即して、市は、I R の認定申請の書類となる「区域整備計画」を共同して作成する I R 事業者を公募・選定する。

(2) 市の取組状況

ア 最近の動向

- | | |
|------------------|---|
| 令和 2 年 11 月 17 日 | 県、公安委員会等を構成員とする協議会（「横浜イノベーション I R 協議会」）を設置・開催 |
| 12 月 11 日 | 市議会常任委員会に、「実施方針（案）」を報告 |
| 12 月 21 日 | 「横浜イノベーション I R 協議会」（第 2 回）開催 |
| 令和 3 年 1 月 21 日 | 「実施方針」策定・公表、I R 事業者の公募開始 |

イ 市が想定する今後のスケジュール

- | | |
|--------------|---|
| 令和 3 年 夏頃 | I R 事業者の選定
(横浜イノベーション I R 協議会の開催) |
| 秋～冬頃 | 区域整備計画の作成
(横浜イノベーション I R 協議会の開催、県及び公安委員会の同意) |
| 令和 4 年 4 月まで | 市議会の議決を経て、区域整備計画の認定申請 |
| 5 月～ | 区域整備計画の認定 (国) |
| 2020 年代後半 | I R 開業 |

(3) 「実施方針」の概要

ア 構成

- 第1 はじめに
- 第2 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項
- 第3 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項
- 第4 特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項
- 第5 設置運営事業を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項
- 第6 設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項
- 第7 カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした当該特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項
- 第8 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項
- 第9 その他事業の実施に関し必要な事項

イ 県の同意対象である施策等

上記ア第8のうち、県は、次の施策等に係る記載内容について同意した。

- ・ ギャンブル等依存症については、IR整備法、ギャンブル等依存症対策基本法や神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画などの関係法令等に基づくとともに、横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）等を踏まえ、アルコールや薬物等他の依存症を含め総合的に依存症対策に取り組む。
- ・ 県は、令和2年度中に「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、市と連携して予防教育・普及啓発、相談支援、医療提供体制の整備、回復支援のために必要な施策を実施。

ウ 公安委員会の同意対象である施策等

上記ア第6及び第8のうち、公安委員会は、次の施策等に係る記載内容について同意した。

- (ア) IR区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等（「公安委員会が実施する施策及び措置」及び「安全管理施設の整備（警察施設）」）
- (イ) 公安委員会が実施する犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための施策及び措置
- (ウ) 公安委員会が実施する青少年の健全育成のための施策及び措置

横浜特定複合観光施設設置運営事業 実施方針

※ 抜粋版（県及び公安委員会の同意対象となる施策等）

第6 設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項

10 I R区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等

(1) 市等が実施する施策及び措置

(市等の取組内容であるため省略)

(2) 公安委員会が実施する施策及び措置

公安委員会が実施する施策及び措置は以下のとおりである。

ア 交通の安全と円滑の確保、道路の交通に起因する障害の防止

イ 交通安全教育活動の推進

ウ I R区域内及びその周辺の交通安全施設等の整備

(3) 安全管理施設の整備

I R区域内及び周辺地域の安全・安心の確保のために、市、公安委員会等は、次に掲げる消防施設及び警察施設をI R予定区域内に整備する。なお、整備用地はI R区域から除外することを想定している。整備に係る用地の考え方等については、募集要項等において示す。

ア 消防施設

(市の取組内容であるため省略)

イ 警察施設

I R区域内及びその周辺における各種警察活動を行うための施設の整備

第8 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

1 基本的な考え方

横浜I Rの実現に当たって、市は、国が定めた「世界最高水準の規制」と言われI R整備法に基づいた様々な懸念事項への取組を着実に推進する。

I R整備法においては、国及び関係地方公共団体の責務として、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置を講ずることが、位置付けられている。これらを踏まえ、市、国、県、公安委員会・県警、設置運営事業者、関係団体等、あらゆる関係者が強固に連携・協力し、I R関係法令その他関連法令等に基づき確実に各々の役割を果たす必要がある。

また、カジノに起因する治安や依存症等に対する市民の懸念や不安があることを十分踏まえ、誰もが安心して横浜I Rを訪れられるように、先進事例に学ぶとともに、横浜の実情を踏まえ、最適な対応策を検討・実施し、「安全・安心対策の横浜モデル」を関係者が一体となって構築する。

設置運営事業者は、自らの創意工夫とノウハウを最大限に生かして、市等が行う施策に協力すること。

2 ギャンブル等依存症対策

ギャンブル等依存症については、I R整備法、ギャンブル等依存症対策基本法や神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）などの関係法令等に基づくとともに、横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）等を踏まえ、アルコールや薬物等他の依存症を含め総合的に依存症対策に取り組む。

- (1) 依存症への総合的な取組
（市の取組内容であるため省略）
- (2) 予防教育の実施
（市の取組内容であるため省略）
- (3) 事業者や研究・専門機関との研究
（市の取組内容であるため省略）
- (4) 調査による実態把握
（市の取組内容であるため省略）

※ 県は、令和2年度中に「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」を策定し、市と連携して予防教育・普及啓発、相談支援、医療提供体制の整備、回復支援のために必要な施策を実施。

3 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持

I R区域及びその周辺地域における商業施設、繁華街、住宅、学校等の立地状況を踏まえるとともに、国内外からの来訪者が数多くいることを鑑み、各関係者と適切に連携し、防犯体制の強化、犯罪発生時はもとより平時からの情報共有及び連絡体制の確保、防犯訓練における協力体制の確保、暴力団等の排除のための連絡体制の確保、性風俗関連特殊営業の規制等に取り組み、犯罪の発生の予防、秩序の維持、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持に万全を尽くす。

- (1) 市が実施する犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための施策及び措置
（市の取組内容であるため省略）
- (2) 公安委員会が実施する犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための施策及び措置
 - ア 県、市、設置運営事業者、周辺地域との情報共有及び連絡体制の確保
 - イ 適切な防犯環境の整備に関する対策の推進
 - ウ 自主警備に関する助言及び指導

- エ 発生した犯罪に対する迅速かつ的確な対応
- オ I R 区域及びその周辺地域における地域警察活動の推進
- カ 設置運営事業者へのサイバーセキュリティに関する助言及び指導
- キ 清浄な風俗環境保持のための対策の推進
- ク 暴力団等反社会的勢力に対する取締り及び排除対策の推進
- ケ マネー・ローンダリング対策等の推進
- コ 設置運営事業者への各種警備対策に関する助言及び指導
- サ 官民一体となったテロ対策の実施

4 青少年の健全育成

I R 区域及びその周辺地域における商業施設、繁華街、住宅、学校等の立地状況を踏まえつつ、周辺地域の学生や住民向けの依存防止に係る啓発活動、I R 区域や周辺商業施設における青少年の保護育成等に適切に取り組み、青少年の健全育成に万全を尽くす。

- (1) 市が実施する青少年の健全育成のための施策及び措置
(市の取組内容であるため省略)
- (2) 公安委員会が実施する青少年の健全育成のための施策及び措置
青少年の健全な成長を阻害する行為から青少年を保護するための対策の推進

<別添参考資料>

- ・参考資料3 「横浜特定複合観光施設設置運営事業 実施方針」

6 「神奈川県動物愛護管理推進計画」改定案について

平成 26 年 3 月に策定した「神奈川県動物愛護管理推進計画（平成 26 年度～平成 35 年度）」について、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「法」という。）の改正等を踏まえ、計画を見直し、今般、改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- 令和 2 年 9 月 第 3 回定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
- 10 月 改定素案に対するパブリック・コメントを実施
- ～11 月
- 12 月 神奈川県・保健所設置市動物愛護管理推進会議で協議
- 令和 3 年 1 月 神奈川県動物愛護管理推進協議会で協議

(2) 改定の概要

ア 改定の考え方

これまでの県及び保健所設置六市の施策の取組状況や動物を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和元年の法改正や、令和 2 年に改正された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に沿って、計画を改定する。

イ 計画の性格

法第 6 条第 1 項に基づく計画である。

ウ 計画期間

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 数値指標

< 5 年後及び 10 年後の数値指標 >

項目	数値指標		R 1 年度実績
	5 年後 (R 7 年度)	10 年後 (R12 年度)	
犬・猫の引取り数	20%の減少	40%の減少	2,180 頭
犬の返還・譲渡率	97%に増加	98%に増加	95.4 %
猫の返還・譲渡率	90%に増加	95%に増加	86.9 %
犬・猫の致死処分数	15%の減少	25%の減少	363 頭
譲渡可能犬・猫の致死処分数	0 頭	0 頭	0 頭

(3) 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和2年10月16日～11月15日

イ 意見募集の方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布、動物愛護関係団体等への情報提供

ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 18件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 「計画の施策展開」に関する意見	6件
b 「施策別取組」(数値指標)に関する意見	5件
c 「施策1 動物愛護管理に関する普及啓発」に関する意見	3件
d 「施策5 動物による危害や迷惑の防止」に関する意見	2件
e 「施策7 動物取扱業の適正化」に関する意見	1件
f 「施策10 災害対策」に関する意見	1件
計	18件

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件 数
a 今回の改定案に反映しました。	12件
b 今回の改定案には反映していませんが、ご意見のあった施策等には既に取り組んでいます。	1件
c 今後の施策運営の参考とします。	1件
d 反映できません。	1件
e その他(感想、質問等)	3件
計	18件

(エ) 主な意見

a 改定案に反映した意見

- ・ 「犬・猫の引取り数」の数値指標について、多頭飼育崩壊も考慮した数値指標設定としてほしい。
- ・ 法の改正により、不適正飼養に係る指導等の拡充がされたことから、指導等に関することも記載してほしい。

b 改定案には反映しないが、既に取り組んでいる意見

- ・ 動物の苦情件数は指標件数として継続して、県全体で解決に

向けた取組を推進してほしい。

- c 今後の施策運営の参考とする意見
 - ・ 災害時、自宅で待機避難する飼い主への対応の検討をしてほしい。
- d 反映できない意見
 - ・ 神奈川県内のペットショップでの「生体販売禁止」を提言する。

(4) 素案からの主な変更点

- ・ 「犬・猫の引取り数」の数値指標について、5年後の減少割合を25%から20%に、10年後の減少割合を50%から40%に修正した。
- ・ 「施策5 動物による危害や迷惑の防止」について、不適正飼養に係る指導等を追記した。

(5) 今後のスケジュール

令和3年3月 改定計画の決定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料4 「神奈川県動物愛護管理推進計画」改定案（令和3年度～令和12年度）